



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
11月29日
第364号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則 (DX推進課)	1
○ 告 示	
令和4年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集(市町振興課)	2
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る掲示の要旨(森林保全課)	2
○ 公 告	
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告(下水道課)	2
林業種苗法による生産事業者の登録公告(森林保全課)	3
一般競争入札の公告(下水道課)	3
○ 県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告(中部)	16
○ 教 育 委 員 会 規 則	
※滋賀県教育委員会等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則(教育総務課)	16
○ 公 安 委 員 会 公 告	
駐車監視員資格者講習および駐車監視員資格者認定審査実施公告(交通指導課)	16

規 則

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月29日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第63号

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則(平成16年滋賀県規則第59号)の一部を次のように改正する。

別表児童福祉法(昭和22年法律第164号)の項の前に次のように加える。

地方自治法(昭和22年法律第67号)

第238条の4第2項および第7項ならびに第238条の5第1項

別表滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例(令和4年滋賀県条例第7号)の項の次に次のように加える。

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例(平成14年滋賀県条例第52号)

第15条の2第3項

別表に次のように加える。

滋賀アリーナの設置および管理に関する条例施行規則(令和4年滋賀県規則第62号)

第4条第1項(ただし書を除く。)および第3項(ただし書を除く。)

付 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

告 示

滋賀県告示第462号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和4年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和4年11月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 募集種目 令和5年3・4月採用陸・海・空自衛官候補生(男子・女子)
- 2 募集期間 令和4年11月30日(水)から令和5年1月10日(火)まで
- 3 試験期日
 - (1) 筆記試験および適性検査(W e b 試験方式) 令和5年1月23日(月)および24日(火)のうち指定する1日
 - (2) 口述試験および身体検査 令和5年1月27日(金)および28日(土)のうち指定する1日
- 4 試験場の位置および名称
 - (1) 筆記試験および適性検査(W e b 試験方式) 受験者の任意の場所
 - (2) 口述試験および身体検査
 - ア 実施場所 陸上自衛隊大津駐屯地(大津市際川一丁目1-1)
 - イ 集合場所 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)

滋賀県告示第463号

令和3年農林水産省告示第1963号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を東近江市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年11月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 東近江市青山町字阪ノ上402
- 2 通知の内容の要旨 令和3年農林水産省告示第1963号のとおり

滋賀県告示第464号

令和4年農林水産省告示第389号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を東近江市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年11月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 東近江市五個荘清水鼻町字向山8、14、19、26、五個荘石馬寺町字地蔵山803-24、803-29から803-31まで、803-34、803-36、803-37、803-45、803-49、803-52、803-67、803-68、803-70、字瓜生山855-4、855-6、855-8、855-11、856、856-1、856-2、856-4から856-13まで、856-19から856-22まで、856-24から856-26まで、856-28、856-31から856-36まで、856-38から856-40まで、856-53、856-54、856-58から856-60まで、856-63から856-66まで、856-69、五個荘日吉町字平小谷870、912、五個荘川並町字上瓜生1376-1
- 2 通知の内容の要旨 令和4年農林水産省告示第389号のとおり

公 告

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

野洲市が令和4年11月21日に変更した大津湖南都市計画下水道に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年11月29日

滋賀県知事 三日月 大造

図書縦覧場所

滋賀県琵琶湖環境部下水道課 大津市京町四丁目1番1号
 滋賀県南部流域下水道事務所 草津市矢橋町字帰帆2108番地

林業種苗法による生産事業者の登録公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定に基づき生産事業者として次の者を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和4年11月29日

滋賀県知事 三日月 大造

登録番号	生産事業者の氏名または名称	生産事業者の住所または主たる事務所の所在地	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地	登録年月日
232	沖俊典	東近江市五個荘奥町359番地	幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	—	東近江市五個荘奥町359番地	令和4.11.7

一般競争入札の公告

琵琶湖流域下水道湖南中部処理区汚水汚泥処理維持管理等業務委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和4年11月29日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 令和4年度第G S55-32号琵琶湖流域下水道湖南中部処理区汚水汚泥処理維持管理等業務 一式
- (2) 委託業務の内容 湖南中部浄化センター、2箇所の汚水中継ポンプ場および幹線管渠等における以下の業務一式
 - ア 維持管理業務
 - イ 保守点検業務
 - ウ 分析・調査業務
 - エ 調達業務
- (3) 履行期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 草津市矢橋町字帰帆2108番地ほか

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす単体業者(1者のみで入札に参加しようとする者をいう。以下同じ。)または共同企業体であること。

- (1) 単体業者および共同企業体の全ての構成員の要件
 - ア 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - イ 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ウ 滋賀県物品関係入札参加停止基準およびその他の滋賀県の機関が定める入札参加停止等の基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - エ 入札参加者に必要な資格等(令和4年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次に示す営業種目が登録されている者であること。
 - 営業種目(大分類:役務 中分類:上下水道施設等管理 小分類:上下水道施設運転維持管理)
- なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

オ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる要件に該当する者でないこと。

- (ア) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- (イ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- (エ) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- (オ) 銀行取引停止処分がなされている者

カ 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第2条に規定する下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

キ 単体業者および共同企業体の構成員は、当該入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

(2) 単体業者の要件

ア この公告の日の前日から起算して前5年以内の期間に、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場(以下「終末処理場」という。)であって、日最大処理能力が100,000m³/日以上(生物学的窒素除去および凝集剤添加によるりん除去の機能を備えた水処理施設に限る。)における1年以上の維持管理(保守点検、運転操作監視および水質管理)業務を単独または共同企業体の代表者(共同企業体の構成員のうち出資比率が最大の者をいう。)として元請契約し、履行した実績を有すること。

イ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる技術者の区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める要件を満たす者(入札に参加する者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。)をそれぞれ本業務に専任で配置できること。

(ア) 総括責任者 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3に規定する資格を有し、かつ、終末処理場であって、日最大処理能力が100,000m³/日以上(生物学的窒素除去および凝集剤添加によるりん除去の機能を備えた水処理施設の実務経験を含むこと。)の施設における維持管理(保守点検または運転操作監視)業務に関する5年以上の実務経験を有すること(ただし、同上の処理能力を有する施設における3年以上の生物学的窒素除去および凝集剤添加によるりん除去の機能を備えた水処理施設の実務経験を含むこと。)

(イ) 副総括責任者 下水道法施行令第15条の3に規定する資格を有し、かつ、終末処理場であって、日最大処理能力が100,000m³/日以上(生物学的窒素除去および凝集剤添加によるりん除去の機能を備えた水処理施設の実務経験を含むこと。)の施設における維持管理(保守点検または運転操作監視)業務に関する3年以上の実務経験を有すること(ただし、同上の処理能力を有する施設における2年以上の生物学的窒素除去および凝集剤添加によるりん除去の機能を備えた水処理施設の実務経験を含むこと。)

(ウ) 主任 下水道法施行令第15条の3に規定する資格を有し、かつ、終末処理場であって、日最大処理能力が100,000m³/日以上(生物学的窒素除去および凝集剤添加によるりん除去の機能を備えた水処理施設の実務経験を含むこと。)の施設における維持管理(保守点検、運転操作監視または水質管理)業務に関する2年以上の実務経験を有すること。

ウ イに掲げる技術者の数は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる技術者の区分に応じ、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める数とすること。

(ア) 総括責任者 1名

(イ) 副総括責任者 1名以上

(ウ) 主任 委託業務の内容である保守点検、水処理運転操作監視、汚泥処理運転操作監視および水質管理の各業務の主任として、それぞれ1名以上

(3) 共同企業体の要件

ア 自主的に結成された共同企業体であること。

イ 構成員は、2者であること。

ウ 経営の形態は、各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式であること。

エ 1構成員の出資比率は、30%以上であること。

オ 共同企業体の代表者が(2)の要件を満たしていること。

3 入札参加資格の確認 この入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「資格確認申請書」という。)および制限付き一般競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)を次のとおり提出し、制限付き一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、担当者から説明を求められた場合は、これに応じるものとする。

(1) 資格確認資料の内容 資格確認資料は、次のとおりとする。

ア 共同企業体協定書の写し

イ 委任状

ウ 業務委託実績調書

エ 配置予定技術者の資格・業務経歴書

オ 下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていることが確認できる書類

カ 誓約書

- (2) 提出期間 令和4年11月29日(火)から同年12月20日(火)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (3) 提出場所および提出方法 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。
 - (4) 資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、令和4年12月26日(月)までに制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書を送付する。
 - (5) その他 資格確認申請書および資格確認資料の作成ならびに提出に要する費用は、入札に参加を希望する者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- 4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、滋賀県に対して入札参加資格がないと認めた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面を令和4年12月27日(火)から令和5年1月4日(水)までの間に郵便または持参で14に示す場所へ提出し、説明を求めることができる(ファクシミリおよび電子メールによるものは受け付けない。)
- なお、この場合は、説明を求めた者に対して書面により令和5年1月12日(木)までに回答する。
- 5 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所 滋賀県南部流域下水道事務所 草津市矢橋町字帰帆2108番地
 - (2) 契約条項を示す期間 令和4年11月29日(火)から同年12月20日(火)まで(休日を除く。)の午前9時から午後4時まで
 - (3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書等は(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、下水道課の入札担当の電子メールアドレス(gesui.nyusatsu@pref.shiga.lg.jp)宛てに、メール表題を「令和4年度第G S 55-32号業務委託に関する入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX番号ならびにメールアドレス(以下「送付先アドレス」という。)を記載した電子メール(以下「請求メール」という。)を送信後、提出先に着信確認を行うこと。下水道課において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は行わない。
 - (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。
 - (5) 入札書の受領期限
 - ア 提出先 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
 - イ 受領期限 令和5年1月11日(水)午後4時まで(ア)に示す場所に到着したものに限り受け付ける。
 - ウ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。
 - (6) 開札の日時および場所 令和5年1月12日(木)午前9時30分 滋賀県庁東館2階2-C会議室 大津市京町四丁目1番1号
- 6 入札方法等
- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
 - (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 入札金額内訳書の提出 入札書に記載される入札金額に対応した入札金額内訳書を入札書と同時に提出すること。なお、郵便による入札にあっては、入札書と同封し送付すること。
- 7 保証金
- (1) 入札保証金 免除
 - (2) 契約保証金 契約金額の10%以上を納付すること。
- 8 契約書作成の要否 要
- 9 郵便による入札の可否 可
- 10 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 11 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀

県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 契約手続において使用する言語、通貨および時刻 日本語、日本国通貨および日本標準時

13 支払条件

- (1) 前金払 なし
- (2) 部分払 あり

14 担当部課 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213
FAX 077-528-4908

15 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (5) 入札参加停止措置期間中の者への下請負等の禁止 入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
- (6) その他 詳細は、入札説明書等による。

16 Summary

- (1) Nature of services required : Operation and maintenance service at Konan-Chubu Water Reclamation Plant in Lake Biwa Sewerage System
- (2) Application submission deadline : 4 : 00 p.m. December 20, 2022
- (3) Bid submission deadline : 4 : 00 p.m. January 11, 2023
- (4) For further information, contact : Facilities Management and Construction Group, Sewerage Division, Department of Lake Biwa and the Environment, Shiga Prefectural Government 4-1-1 Kyomachi, Otsu City, Shiga 520-8577 Japan, TEL 077-528-4213

一般競争入札の公告

琵琶湖流域下水道湖南中部処理区中継ポンプ場および幹線^{きよ}管渠維持管理業務委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和4年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 令和4年度第G S 55-33号琵琶湖流域下水道湖南中部処理区中継ポンプ場および幹線^{きよ}管渠維持管理業務 一式
 - (2) 委託業務の内容 5箇所の汚水中継ポンプ場および幹線^{きよ}管渠等における以下の業務 一式
 - ア 維持管理業務
 - イ 保守点検業務
 - ウ 修繕業務
 - エ 調達業務
 - (3) 履行期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
 - (4) 履行場所 守山市川田町1222番ほか
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準およびその他の滋賀県の機関が定める入札参加停止等の基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和4年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次に示す営業種目が登録されている者であること。
営業種目(大分類:役務 中分類:上下水道施設等管理 小分類:上下水道施設運転維持管理)
なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。
滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314
- (5) 次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。
ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手續開始の申立てがなされている者
イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手續開始の申立てがなされている者
ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手續開始の申立てがなされている者
エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (6) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第2条に規定する下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。
- (7) この公告の日の前日から起算して前5年以内の期間に、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場であって、日最大処理能力が8,000m³/日以上以上の施設(以下「当該終末処理場施設」という。)または汚水中継ポンプ場であって、最大揚水能力が80m³/分以上の施設(以下「当該汚水中継ポンプ場施設」という。)における1年以上の維持管理(保守点検および運転操作監視)業務を単独または共同企業体の代表者(共同企業体の構成員のうち出資比率が最大の者をいう。)として元請契約し、履行した実績を有すること。
- (8) 次の各号に掲げる技術者の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者(入札に参加する者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。)をそれぞれ本業務に専任で配置できること。
ア 総括責任者(1名) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3に規定する資格を有し、かつ、当該終末処理場施設または当該汚水中継ポンプ場施設における維持管理(保守点検または運転操作監視)業務に関する5年以上の実務経験を有すること。
イ 副総括責任者(1名以上) 下水道法施行令第15条の3に規定する資格を有し、かつ、当該終末処理場施設または当該汚水中継ポンプ場施設における維持管理(保守点検または運転操作監視)業務に関する3年以上の実務経験を有すること。
ウ 主任(1名以上) 下水道法施行令第15条の3に規定する資格を有し、かつ、当該終末処理場施設または当該汚水中継ポンプ場施設における維持管理(保守点検または運転操作監視)業務に関する2年以上の実務経験を有すること。
- 3 入札参加資格の確認 この入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「資格確認申請書」という。)および制限付き一般競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)を次のとおり提出し、制限付き一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、担当者から説明を求められた場合は、これに応じるものとする。
- (1) 資格確認資料の内容 資格確認資料は、次のとおりとする。
ア 業務委託実績調書
イ 配置予定技術者の資格・業務経歴書
ウ 下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていることが確認できる書類
エ 誓約書
- (2) 提出期間 令和4年11月29日(火)から同年12月20日(火)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 提出場所および提出方法 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。
- (4) 資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、令和4年12月26日(月)までに制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書を送付する。
- (5) その他 資格確認申請書および資格確認資料の作成ならびに提出に要する費用は、入札に参加を希望する者の

負担とし、提出された書類は返却しない。

- 4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、滋賀県に対して入札参加資格がないと認めた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面を令和4年12月27日(火)から令和5年1月4日(水)までの間に郵便または持参で14に示す場所へ提出し、説明を求めることができる(ファクシミリおよび電子メールによるものは受け付けない。)

なお、この場合は、説明を求めた者に対して書面により令和5年1月12日(木)までに回答する。

5 入札執行の日時、場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所 滋賀県南部流域下水道事務所 草津市矢橋町字帰帆2108番地
- (2) 契約条項を示す期間 令和4年11月29日(火)から同年12月20日(火)まで(休日を除く。)の午前9時から午後4時まで
- (3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書等は(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、下水道課の入札担当の電子メールアドレス(gesui.nyusatsu@pref.shiga.lg.jp)宛てに、メール表題を「令和4年度第G S 55-33号業務委託に関する入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX番号ならびにメールアドレス(以下「送付先アドレス」という。)を記載した電子メール(以下「請求メール」という。)を送信後、提出先に着信確認を行うこと。下水道課において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は行わない。
- (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。

(5) 入札書の受領期限

ア 提出先 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

イ 受領期限 令和5年1月11日(水)午後4時までにアに示す場所に到着したものに限り受け付ける。

ウ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。

- (6) 開札の日時および場所 令和5年1月12日(木)午前11時 滋賀県庁東館2階2-C会議室 大津市京町四丁目1番1号

なお、開札は、入札参加者またはその代理人が開札立会を希望する場合、立会うことができる(その場合、開札時間までに開札場所を訪ねること。)

6 入札方法

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札金額内訳書の提出 入札書に記載される入札金額に対応した入札金額内訳書を入札書と同時に提出すること。なお、郵便による入札にあっては、入札書と同封し送付すること。

7 保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約金額の10%以上を納付すること。

8 契約書作成の要否 要

9 郵便による入札の可否 可

10 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

11 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができる滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 契約手続において使用する言語、通貨および時刻 日本語、日本国通貨および日本標準時

13 支払条件

- (1) 前金払 なし
- (2) 部分払 あり

14 担当部課 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213
FAX 077-528-4908

15 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (5) 入札参加停止措置期間中の者への下請負等の禁止 入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
- (6) その他 詳細は、入札説明書等による。

16 Summary

- (1) Nature of services required: Operation and maintenance service at Konan-Chubu Area Pump-Stations in Lake Biwa Sewerage System
- (2) Application submission deadline: 4:00 p.m. December 20, 2022
- (3) Bid submission deadline: 4:00 p.m. January 11, 2023
- (4) For further information, contact: Facilities Management and Construction Group, Sewerage Division, Department of Lake Biwa and the Environment, Shiga Prefectural Government 4-1-1 Kyomachi, Otsu City, Shiga 520-8577 Japan, TEL 077-528-4213

一般競争入札の公告

琵琶湖流域下水道湖西処理区汚水汚泥処理包括的維持管理業務委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和4年11月29日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 令和4年度第GW55-34号琵琶湖流域下水道湖西処理区汚水汚泥処理包括的維持管理業務 一式
 - (2) 委託業務の内容 湖西浄化センター、3箇所の汚水中継ポンプ場および幹線管渠等^{きよ}における以下の包括的維持管理業務 一式
 - ア 施設運転・管理業務
 - イ 設備保守点検整備業務
 - ウ 修繕業務
 - エ 調達業務
 - オ 廃棄物処理業務
 - (3) 履行期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
 - (4) 履行場所 大津市苗鹿三丁目1番1号ほか
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす単体業者(1者のみで入札に参加しようとする者をいう。以下同じ。)または共同企業体であること。
- (1) 単体業者および共同企業体の全ての構成員の要件
 - ア 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - イ 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ウ 滋賀県物品関係入札参加停止基準およびその他の滋賀県の機関が定める入札参加停止等の基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - エ 入札参加者に必要な資格等(令和4年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札

参加資格者名簿に次に示す営業種目が登録されている者であること。

営業種目(大分類:役務 中分類:上下水道施設等管理 小分類:上下水道施設運転維持管理)

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

オ 次の(ア)から(カ)までに掲げる要件に該当する者でないこと。

- (ア) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手續開始の申立てがなされている者
- (イ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手續開始の申立てがなされている者
- (ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手續開始の申立てがなされている者
- (エ) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- (カ) 銀行取引停止処分がなされている者

カ 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第2条に規定する下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

キ 単体業者および共同企業体の構成員は、当該入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

(2) 単体業者の要件

ア この公告の日の前日から起算して前5年以内の期間に、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場(以下「終末処理場」という。)であって、日最大処理能力が15,000m³/日以上(生物学的窒素除去および凝集剤添加によるりん除去の機能を備えた水処理施設に限る。)における1年以上の維持管理(保守点検、運転操作監視および水質管理)業務を単独または共同企業体の代表者(共同企業体の構成員のうち出資比率が最大の者をいう。)として元請契約し、履行した実績を有すること。

イ 次の(ア)から(カ)までに掲げる技術者の区分に応じ、当該(ア)から(カ)までに定める要件を満たす者(入札に参加する者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。)をそれぞれ本業務に専任で配置できること。

(ア) 総括責任者 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3に規定する資格を有し、かつ、終末処理場であって、日最大処理能力が15,000m³/日以上(生物学的窒素除去および凝集剤添加によるりん除去の機能を備えた水処理施設の実務経験を含むこと。)の施設における維持管理(保守点検または運転操作監視)業務に関する5年以上の実務経験を有すること(ただし、同上の処理能力を有する施設における3年以上の生物学的窒素除去および凝集剤添加によるりん除去の機能を備えた水処理施設の実務経験を有すること。)

(イ) 副総括責任者 下水道法施行令第15条の3に規定する資格を有し、かつ、終末処理場であって、日最大処理能力が15,000m³/日以上(生物学的窒素除去および凝集剤添加によるりん除去の機能を備えた水処理施設の実務経験を有すること。)

(ウ) 主任 下水道法施行令第15条の3に規定する資格を有し、かつ、終末処理場であって、日最大処理能力が15,000m³/日以上(生物学的窒素除去および凝集剤添加によるりん除去の機能を備えた水処理施設の実務経験を有すること。)

ウ イに掲げる技術者の数は、次の(ア)から(カ)までに掲げる技術者の区分に応じ、それぞれ当該(ア)から(カ)までに定める数とすること。

(ア) 総括責任者 1名

(イ) 副総括責任者 1名以上

(ウ) 主任 委託業務の内容である保守点検、水処理運転操作監視、汚泥処理運転操作監視および水質管理の各業務の主任として、それぞれ1名以上

(3) 共同企業体の要件

ア 自主的に結成された共同企業体であること。

イ 構成員は、2者であること。

ウ 経営の形態は、各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式であること。

エ 1構成員の出資比率は、30%以上であること。

オ 共同企業体の代表者が(2)の要件を満たしていること。

3 入札参加資格の確認 この入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「資格確認申請書」という。)および制限付き一般競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)を次のとおり提出し、制限付き一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、担当者から説明を求められた場合は、これに応じるものとする。

- (1) 資格確認資料の内容 資格確認資料は、次のとおりとする。
 - ア 共同企業体協定書の写し
 - イ 委任状
 - ウ 業務委託実績調書
 - エ 配置予定技術者の資格・業務経歴書
 - オ 下水道処理施設維持管理者登録簿に登録されていることが確認できる書類
 - カ 誓約書
 - キ 業務提案書
 - (2) 提出期間 令和4年11月29日(火)から同年12月20日(火)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (3) 提出場所および提出方法 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。
 - (4) 資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、令和4年12月26日(月)までに制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書を送付する。
 - (5) その他 資格確認申請書および資格確認資料の作成ならびに提出に要する費用は、入札に参加を希望する者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- 4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、滋賀県に対して入札参加資格がないと認めた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面を令和4年12月27日(火)から令和5年1月4日(水)までの間に郵便または持参で14に示す場所へ提出し、説明を求められることができる(ファクシミリおよび電子メールによるものは受け付けない。)
- なお、この場合は、説明を求めた者に対して書面により令和5年1月12日(木)までに回答する。
- 5 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所 湖西浄化センター 大津市苗鹿三丁目1番1号
 - (2) 契約条項を示す期間 令和4年11月29日(火)から同年12月20日(火)まで(休日を除く。)の午前9時から午後4時まで
 - (3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書等は(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、下水道課の入札担当の電子メールアドレス(gesui.nyusatsu@pref.shiga.lg.jp)宛てに、メール表題を「令和4年度第GW55-34号業務委託に関する入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX番号ならびにメールアドレス(以下「送付先アドレス」という。)を記載した電子メール(以下「請求メール」という。)を送信後、提出先に着信確認を行うこと。下水道課において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は行わない。
 - (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。
 - (5) 入札書の受領期限
 - ア 提出先 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
 - イ 受領期限 令和5年1月11日(水)午後4時まで(ア)に示す場所に到着したものに限り受け付ける。
 - ウ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。
 - (6) 開札の日時および場所 令和5年1月12日(木)午後1時30分 滋賀県庁東館2階2-C会議室 大津市京町四丁目1番1号
- 6 入札方法
- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
 - (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 入札金額内訳書の提出 入札書に記載される入札金額に対応した入札金額内訳書を入札書と同時に提出すること。なお、郵便による入札にあっては、入札書と同封し送付すること。
- 7 保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約金額の10%以上を納付すること。
- 8 契約書作成の要否 要
- 9 郵便による入札の可否 可
- 10 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
 - (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 11 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができる滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約手続において使用する言語、通貨および時刻 日本語、日本国通貨および日本標準時
- 13 支払条件
 - (1) 前金払 なし
 - (2) 部分払 あり
- 14 担当部課 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213
F A X 077-528-4908
- 15 その他必要事項
 - (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
 - (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
 - (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
 - (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
 - (5) 入札参加停止措置期間中の者への下請負等の禁止 入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
 - (6) その他 詳細は、入札説明書等による。
- 16 Summary
 - (1) Nature of services required : Comprehensive maintenance and management service at Kosei Water Reclamation Plant in Lake Biwa Sewerage System
 - (2) Application submission deadline : 4 : 00 p.m. December 20, 2022
 - (3) Bid submission deadline : 4 : 00 p.m. January 11, 2023
 - (4) For further information, contact : Facilities Management and Construction Group, Sewerage Division, Department of Lake Biwa and the Environment, Shiga Prefectural Government 4-1-1 Kyomachi, Otsu City, Shiga 520-8577 Japan, TEL 077-528-4213

一般競争入札の公告

琵琶湖流域下水道東北部処理区汚水汚泥処理包括的維持管理業務委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和4年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 令和4年度第GE55-35号琵琶湖流域下水道東北部処理区汚水汚泥処理包括的維持管理業務 一式
- (2) 委託業務の内容 東北部浄化センター、雨水ポンプ場、5箇所の汚水中継ポンプ場および幹線管渠等における以下の包括的維持管理業務 一式
 - ア 施設運転・管理業務

イ 設備保守点検整備業務

ウ 修繕業務

エ 調達業務

オ 廃棄物処理業務

(3) 履行期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 履行場所 彦根市松原町1550番地ほか

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす単体業者(1者のみで入札に参加しようとする者をいう。以下同じ。)または共同企業体であること。

(1) 単体業者および共同企業体の全ての構成員の要件

ア 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

イ 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 滋賀県物品関係入札参加停止基準およびその他の滋賀県の機関が定める入札参加停止等の基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

エ 入札参加者に必要な資格等(令和4年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次に示す営業種目が登録されている者であること。

営業種目(大分類:役務 中分類:上下水道施設等管理 小分類:上下水道施設運転維持管理)

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。

ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の受付に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

オ 次の(ア)から(オ)までに掲げる要件に該当する者でないこと。

(ア) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(イ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(エ) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

(オ) 銀行取引停止処分がなされている者

カ 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第2条に規定する下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

キ 単体業者および共同企業体の構成員は、当該入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

(2) 単体業者の要件

ア この公告の日の前日から起算して前5年以内の期間に、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場(以下「終末処理場」という。)であって、日最大処理能力が50,000m³/日以上(生物学的窒素除去および凝集剤添加によるりん除去の機能を備えた水処理施設に限る。)における1年以上の維持管理(保守点検、運転操作監視および水質管理)業務を単独または共同企業体の代表者(共同企業体の構成員のうち出資比率が最大の者をいう。)として元請契約し、履行した実績を有すること。

イ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる技術者の区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める要件を満たす者(入札に参加する者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。)をそれぞれ本業務に専任で配置できること。

(ア) 総括責任者 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3に規定する資格を有し、かつ、終末処理場であって、日最大処理能力が50,000m³/日以上(生物学的窒素除去および凝集剤添加によるりん除去の機能を備えた水処理施設に限る。)における維持管理(保守点検または運転操作監視)業務に関する5年以上の実務経験を有すること(ただし、同上の処理能力を有する施設における3年以上の生物学的窒素除去および凝集剤添加によるりん除去の機能を備えた水処理施設の実務経験を含むこと。)

(イ) 副総括責任者 下水道法施行令第15条の3に規定する資格を有し、かつ、終末処理場であって、日最大処理能力が50,000m³/日以上(生物学的窒素除去および凝集剤添加によるりん除去の機能を備えた水処理施設に限る。)における維持管理(保守点検または運転操作監視)業務に関する3年以上の実務経験を有すること(ただし、同上の処理能力を有する施設における2年以上の生物学的窒素除去および凝集剤添加によるりん除去の機能を備えた水処理施設の実務経験を含むこと。)

(ウ) 主任 下水道法施行令第15条の3に規定する資格を有し、かつ、終末処理場であって、日最大処理能力が50,000m³/日以上(生物学的窒素除去および凝集剤添加によるりん除去の機能を備えた水処理施設に限る。)における維持管理(保守点検、運転操作監視または水質管理)業務に関する2年以上の実務経験を有すること。

ウ イに掲げる技術者の数は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる技術者の区分に応じ、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める数とする。

- (7) 総括責任者 1名
 - (イ) 副総括責任者 1名以上
 - (ロ) 主任 委託業務の内容である保守点検、水処理運転操作監視、汚泥処理運転操作監視および水質管理の各業務の主任として、それぞれ1名以上
- (3) 共同企業体の要件
- ア 自主的に結成された共同企業体であること。
 - イ 構成員は、2者であること。
 - ウ 経営の形態は、各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式であること。
 - エ 1構成員の出資比率は、30%以上であること。
 - オ 共同企業体の代表者が(2)の要件を満たしていること。
- 3 入札参加資格の確認 この入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「資格確認申請書」という。)および制限付き一般競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)を次のとおり提出し、制限付き一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、担当者から説明を求められた場合は、これに応じるものとする。
- (1) 資格確認資料の内容 資格確認資料は、次のとおりとする。
- ア 共同企業体協定書の写し
 - イ 委任状
 - ウ 業務委託実績調書
 - エ 配置予定技術者の資格・業務経歴書
 - オ 下水道処理施設維持管理者登録簿に登録されていることが確認できる書類
 - カ 誓約書
 - キ 業務提案書
- (2) 提出期間 令和4年11月29日(火)から同年12月20日(火)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 提出場所および提出方法 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。
- (4) 資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、令和4年12月26日(月)までに制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書を送付する。
- (5) その他 資格確認申請書および資格確認資料の作成ならびに提出に要する費用は、入札に参加を希望する者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- 4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、滋賀県に対して入札参加資格がないと認めた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面を令和4年12月27日(火)から令和5年1月4日(水)までの間に郵便または持参で14に示す場所へ提出し、説明を求めることができる(ファクシミリおよび電子メールによるものは受け付けない。)
- なお、この場合は、説明を求めた者に対して書面により令和5年1月12日(木)までに回答する。
- 5 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所 滋賀県北部流域下水道事務所 彦根市松原町1550番地
- (2) 契約条項を示す期間 令和4年11月29日(火)から同年12月20日(火)まで(休日を除く。)の午前9時から午後4時まで
- (3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書等は(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、下水道課の入札担当の電子メールアドレス(gesui.nyusatsu@pref.shiga.lg.jp)宛てに、メール表題を「令和4年度第GE55-35号業務委託に関する入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX番号ならびにメールアドレス(以下「送付先アドレス」という。)を記載した電子メール(以下「請求メール」という。)を送信後、提出先に着信確認を行うこと。下水道課において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は行わない。
- (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。
- (5) 入札書の受領期限
- ア 提出先 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

イ 受領期限 令和5年1月11日(水)午後4時までにアに示す場所に到着したものに限り受け付ける。

ウ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。

- (6) 開札の日時および場所 令和5年1月12日(木)午後3時 滋賀県庁東館2階2-C会議室 大津市京町四丁目1番1号

6 入札方法

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札金額内訳書の提出 入札書に記載される入札金額に対応した入札金額内訳書を入札書と同時に提出すること。なお、郵便による入札にあつては、入札書と同封し送付すること。

7 保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約金額の10%以上を納付すること。

8 契約書作成の要否 要

9 郵便による入札の可否 可

10 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

11 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であつて、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 契約手続において使用する言語、通貨および時刻 日本語、日本国通貨および日本標準時

13 支払条件

- (1) 前金払 なし
- (2) 部分払 あり

14 担当部課 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213 FAX 077-528-4908

15 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあつた場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (5) 入札参加停止措置期間中の者への下請負等の禁止 入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
- (6) その他 詳細は、入札説明書等による。

16 Summary

- (1) Nature of services required: Comprehensive maintenance and management service at Tohokubu Water Reclamation Plant in Lake Biwa Sewerage System
- (2) Application submission deadline: 4:00 p.m. December 20, 2022
- (3) Bid submission deadline: 4:00 p.m. January 11, 2023
- (4) For further information, contact: Facilities Management and Construction Group, Sewerage Division, Department of Lake Biwa and the Environment, Shiga Prefectural Government 4-1-1 Kyomachi, Otsu

City, Shiga 520-8577 Japan, TEL 077-528-4213

県税事務所公告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和4年11月29日

滋賀県中部県税事務所長 田中佳子

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第0400050号	令和5.3.31	東近江市土器町1055 農事組合法人 土里夢	令和4.11.17

教育委員会規則

滋賀県教育委員会等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月29日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

滋賀県教育委員会規則第8号

滋賀県教育委員会等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県教育委員会等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則(平成16年滋賀県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号)の項の前に次のように加える。

地方自治法(昭和22年法律第67号)	第238条の4第2項および第7項
--------------------	------------------

付則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

公安委員会公告

駐車監視員資格者講習および駐車監視員資格者認定審査実施公告

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イの規定による駐車監視員資格者講習および同号ロの規定による駐車監視員資格者認定審査を次のとおり実施する。

令和4年11月29日

滋賀県公安委員会委員長 北村嘉英

1 駐車監視員資格者講習

(1) 講習日程

講習第1日目 令和5年1月10日(火)午前9時から午後5時45分まで

講習第2日目 令和5年1月11日(水)午前9時から午後5時45分まで

修了審査 令和5年1月18日(水)午前9時から午前10時まで(合格発表 同日午前11時30分から)

(2) 講習場所 大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部1階聴聞室

(3) 受講定員 10人

(4) 受講の申込み 講習を受講しようとする者は、県内の各警察署または滋賀県警察本部交通部交通指導課に、次の書類および写真を持参し、提出すること。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書

イ 写真2葉(申請前6か月以内に撮影した無帽(申込者が宗教上または医療上の理由により輪郭を識別することかできる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。以下同じ。)、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名および撮影年月日を記載

したもの)

- (5) 受付期間 令和4年12月1日(木)から同月28日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前8時30分から午後4時30分までとし、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。
- (6) 講習受講票の交付 郵送により交付する。
- (7) 受講料 受講の申込みをするときに、20,000円の受講料を滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納入すること。なお、納入した受講料は、受講申込みの受付後は、駐車監視員資格者講習を受講しなかった場合等でも還付しない。
- (8) 携行品 受講票、筆記用具および写真のある身分証明書(運転免許証、旅券等)

2 駐車監視員資格者認定審査

- (1) 実施期日 令和5年1月18日(水)午前9時から午前10時まで(合格発表 同日午前11時30分から)
- (2) 実施場所 大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部1階聴聞室
- (3) 審査の方法 審査は、駐車監視員資格者講習における修了考査と同程度の難易度の考査を実施して行う。
- (4) 審査を受ける資格 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 確認事務における管理的または監督的地位にあった期間が通算して5年以上である者
 - ウ 上記アまたはイに掲げる者と同等の経歴を有する者
- (5) 認定の申請 認定を受けようとする者は、県内の各警察署または滋賀県警察本部交通部交通指導課に、次の書類および写真を持参し、提出すること。
 - ア 駐車監視員資格者認定申請書
 - イ (4)に該当する者であることを証する書面
 - ウ 写真2葉(申請前6か月以内に撮影した無帽(申請者が宗教上または医療上の理由により輪郭を識別することのできる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。以下同じ。)、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)
- (6) 受付期間 令和4年12月1日(木)から同月28日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前8時30分から午後4時30分まで
- (7) 認定考査受検票の交付 郵送により交付する。
- (8) 手数料 認定の申請をするときに、4,500円の手数料を滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納入すること。なお、納入した手数料は、認定の申請の受付後は、駐車監視員資格者認定審査を受けなかった場合等でも還付しない。
- (9) 携行品 認定考査受検票、筆記用具および写真のある身分証明書(運転免許証、旅券等)

3 考査結果の開示 駐車監視員資格者講習修了考査および駐車監視員資格者認定審査の考査結果については、考査の受検者本人が、次により、口頭による開示請求を行うことができる(電話による請求は、受け付けない。)

- (1) 開示内容 考査または審査の得点
- (2) 開示請求の方法 口頭による開示請求は、受検者本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を持参の上、開示請求の受付期間中の日(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに、滋賀県警察本部交通部交通指導課において行う。
- (3) 開示請求の受付期間 合格発表の日から1か月間

4 注意事項

- (1) 駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けた者または認定書の交付を受けた者であっても、駐車監視員資格者証の交付申請の際、道路交通法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。
- (2) 駐車監視員資格者証の交付を受けた者であっても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。

5 問合せ先および受講申込書等の請求先

- (1) 滋賀県警察本部交通部交通指導課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線 5132、5135)
- (2) 県内の各警察署交通課(大津警察署および草津警察署にあっては、交通第二課)

